

## 特定個人情報取扱方針

### (目的)

第1条 本規程は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」(平成26年12月11日、以下「特定個人情報ガイドライン」という。)に基づき、本法人の取り扱う特定個人情報等の適正な取扱いを確保することを目的とし、特定個人情報の「取得」、「利用」、「保管」、「提供」、「開示、訂正、利用停止等」、「削除・廃棄」の各段階における取扱方法等について定める。

### (取り扱う特定個人情報等の範囲)

第2条 前条に基づいて本法人が個人番号を取り扱う事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する個人情報は、以下のとおりとする。

(1) 氏名、生年月日、性別、住所、賃金額

### (組織体制)

第3条 特定個人情報等を管理する事務取扱責任者は、理事長とする。また、特定個人情報の事務取扱担当者は、理事長または個人番号が記載された書類等を受領する担当者とする。

第4条 事務取扱責任者は、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者が遵守するための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する。事務取扱担当者は、業務にあたり、事務取扱責任者の指示に従い、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行う。

### (保管)

第5条 特定個人情報等を取り扱う区域を明確にすると同時に、その漏洩が起きないように、使用する電子機器、電子媒体、保管場所について、最善の注意を払う。

第6条 本法人は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、行政機関等への届書の提出等、本法人が実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合を除き禁止する。またその際には、① 封緘、目隠しシールの貼付などの対策を講ずる。

第7条 特定個人情報等の削除・廃棄段階における記録媒体等の管理は、以下のとおりとする。

- (1) 特定個人情報について電子媒体においては、容易に復元できない手段で消去する。  
また、書類等を廃棄する場合にはシュレッダー等により記載内容が復元不能までの裁断、焼却・溶解する。

第8条 特定個人情報等を取り扱う情報システムへのアクセス制御の方法は、以下のとおりとする。

- (1) ユーザーID とパスワードによる、漏洩の防止。また通信の際にはパスワードをかけて通信する。

(取得)

第9条 本法人が特定個人情報を取得するにあたっては、適法かつ公正な手段によって行う。

第10条 本法人は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内でのみ取り扱う。

- (1) 従業員等に関わる源泉徴収事務。
- (2) 業務移植契約等に基づく税務書類の作成

(本人確認)

第11条 本法人は、雇用者又は第三者に個人番号の提供を求めるにあたっては、以下のいずれかの書類の提示をもって個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 通知カード及び写真付身分証明書等
- (3) 個人番号が記載された住民票記載事項証明書及び写真付身分証明書等

(特定個人情報の提供制限)

第12条 本法人は、10条の事務のために利用する他は、公共の求めを除き、特定個人情報を外部に提供しない。

第13条 本法人は、本人が特定個人情報等について開示・訂正・利用停止・消去を求めた場合には、速やかに対応する。

付則

本方針は2017年1月1日より施行する。